

平成26年10月9日

放送受信契約の未契約事業所に対する民事訴訟 初の判決

複数のテレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じて頂けない事業所（本社所在地は東京都）に対しNHKが提起した民事訴訟で、東京地方裁判所は本日、NHKの主張を認め、受信機の設置場所数に応じた数の放送受信契約が、裁判所の判決をもって成立するとして、受信機の設置が確認された時期に遡って受信料を支払うよう命じる判決を言い渡しました。

放送受信契約に応じていただけない事業所に対する民事訴訟で、判決が出たのは初めてです。

【判決に至る経緯】

- NHKでは、受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、最後の手段として、法的手続きをとることとしています。
- 本件の事業所に対しては、繰り返し訪問するなど丁寧な対応を重ねてきましたが、ご契約いただけないため、やむを得ず民事訴訟を提起し、本日の判決に至りました。

平成25年10月10日 営業局受信料特別対策センターに対応窓口変更

平成26年 2月 5日 このままでは提訴せざるを得ない旨の予告通知発送

2月25日 民事訴訟を提起（東京地方裁判所）

10月 9日 判決

【NHKのコメント】

放送法の定めに従い、事業所において受信機設置場所数に応じた契約が必要であることが、未契約事業所をめぐる初の司法判断で認められました。今後とも、受信料を公平に負担していただくための取り組みをすすめてまいります。